

平成 27 年 10 月 19 日

理事・監事 各位

公益社団法人全国脊髄損傷者連合会

代表理事 妻屋 明

平成 27 年度 第 1 回通常理事会議事録

1. 開催日 平成 27 年 10 月 12 日（祭・月）10:00～17:00
2. 開始場所 北とぴあ 午前：902号室 午後：802号室（B）
東京都北区王子1-11-1
電話：03-5390-1100
3. 理事・監事現在数及び定足数
現在数 18名
定足数 10名
4. 出席数 15名・委任状提出理事数0名・委任状提出監事数0名
（内訳）
出席理事：妻屋代表理事・大濱副代表理事・赤城常務理事・玉木理事・佐々木理事
澤藤理事・祐成理事・小島理事・小林理事・角谷理事・土谷理事
松井理事・珍行理事・安藤理事・仲根理事（スカイプ参加）
出席監事：鈴木監事
欠席理事：廣島理事・古谷理事
欠席監事：山崎監事
5. 議題
 - ① 各ブロックからの報告
（ブロック会議開催報告・その他）
 - ② 本部からの報告
（平成 27 年度事業計画・その他）
 - ③ 第 15 回総会開催県・日程について
 - ④ 省庁交渉について
（交渉項目・交渉時間割・参加者・その他）
 - ⑤ その他
6. 会議の概要
 - ① 各ブロックからの報告
北海道ブロック会
廣島理事が欠席のため未報告。

東北ブロック会

開催期日 : 平成 27 年 9 月 19 日(土) ~ 20 日(日)

会 場 : 『 ホテルサンルーラル大潟 』 秋田県南秋田郡大潟村字北 1 - 3

来 賓 : 大潟村村長 高橋 浩人 様

秋田県身体障害者福祉協会会長 伊藤 英紀 様

大潟村社会福祉協議会会長

会 費 : 15,000 円 (懇親会、宿泊) 出席者数 : 会員と付添 57 名 (懇親会 51 名)

公開講演会 : テーマ 「 災害時のボランティア活動、秋田県からの提案 」

講 師 : あべ 十全 氏 (秋田県ボランティア団体連絡協議会会長)

《一般入場者 20 名位あり》

本会議 : 議長 小森秋田県支部長 副議長 石橋青森県支部長

※詳細は別紙 第 38 回東北ブロック会議福島県大会 報告書を参照してください。

東北ブロック会からの意見および本部への要望

1. 上記のようなイベントを実施しているのでブロック会としては、公益を名乗りたい。補助金申請もしやすくなるので検討していただきたい。と小林理事から提案があった。

2. ガソリン税の減免について→本部としては一般財源となっているガソリン税に減免要望するのは困難であるという大濱副代表理事からの再度の回答だった。大濱副代表理事から本部での行動よりも自治体へタクシー券やガソリン券の配布を要望していく方がよいのではないかという意見があった。

3. 交通機関で重度障害者に対し介護者割引を 2 人まで認めてほしいについて→北海道や近畿の私鉄では認められているので全国的な制度改善へつなげてほしいという小林理事の意見があった。

妻屋代表理事から以下の意見があった。障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行間近といった現状の中、平等原則が浸透しつつある。そうした状況の中で障害者だけを特別扱いしてくださいと要望するためにはそれなりの根拠が必要となってきている。今までのような障害者だけを特別扱いしてほしいという要望方法だと今後は難しい。要望しても各省庁から鼻で笑われる程度になってしまう。世の中は変わってきている。今後はしっかりと理論建てが必要となっている。

大濱副代表理事から以下の意見があった。合理的配慮という観点からの説明として、乗車のために 3 人必要な理由が乏しい。それがきちんと説明ができないと要望は難しい。今後は合理的配慮の範囲をしっかりと理解して要望していくことが必要である。

玉木理事から以下の意見があった。現状は厳しいので、まずは北海道や近畿の私鉄の例にならって、各地域から積み重ねて先例を作って JR を包囲していくような活動をしていくべきではないか。

→現状の要望方法は難しいので他に何か良い方法が無いかどうか引き続き検討していくことになった。

医療制度の充実について→大濱副代表理事からの以下の意見があった。リハ学会との共同を実行していないわけではない。検討もしている。最近もリハ学会からのデータ報告があり、頸随損傷者の入院 6 ヶ月は短いという報告と急性期から回復期への一貫体制が必要であるという報告があった。リハ学会の準備が整い次第、当事者団体として一緒に要望していくことになっている。

珍行理事から以下の意見があった。医療制度が充実していろんなメニューがあるというが、地方では、メニューがあるが実際に脊髄損傷が使えるものがない。

パーキングパーミット制度について→小林理事から以下の意見があった。全国に導入しつつあるパーキングパーミット制度は、導入によって障害者が駐車しづらくなって不便になったという声もあるが、この目的は「誰が駐車できるのか」を明確にするものである。今までは車いすマークを車両に張っていれば、障害者用駐車場に誰でも駐車することができることがおかしかったので、未実施の県はパーキングパーミット制度を導入させてほしい。未実施の秋田県、宮城県では導入に向けて勉強会を実施している。これを国にあげて、全国制度にしてほしい。ハワイや韓国のような罰金制度にしてもらいたいという意見もある。

玉木理事から以下の意見があった。長野県の議会でも取り上げる予定がある。二種類のカード（3.5メートル幅が必要な人と妊婦さんのような 3.5メートル幅が必要でない人用）で対応する方針ということであった。

珍行理事から以下の意見があった。岡山県のパーキングパーミットの導入事例（ほっとパーキングおやかやま）について、青いカード（一時的）と赤いカード（永久的）が発行されたため、妊婦や内部障害者も車いす用の駐車場に停められるようになった。しかし、3.5メートル幅の駐車スペースは増えていないので 3.5メートル幅の駐車スペースを必要とする障害者には不便になった。今後はその棲み分けが必要課題である。

妻屋代表理事から以下の意見があった。国と地方の管轄となる新バリアフリー法の観点から、パーキングパーミット制度を国制度にするためには法律改正が必要である。現在、実施・未実施の地域によって駐車できない現状と障害者権利条約や障害者差別解消を活かすことによって、地域間格差の是正を要望していく。今後施行される障害者差別解消法によって有利に交渉していく方針である。

多機能トイレから機能分散のトイレについて→玉木理事から以下の意見があった。長野県の松代 SA で障がい者用トイレに入れる間仕切りを作って個別にした事例を紹介。これまで、車いす、オストメイト、おむつ交換ベッドなどすべて一緒になった多目的トイレであったが、それを分散して単機能のトイレにするように要望したところこのたび実現した。

→中日本高速の事例を検証することになった。こういう事例を増やせるように本部で要望書ひな形を作成してブロック会および支部へ配布していくべきではないかという意見があった。

→平成 24 年度に改訂した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」で機能分散の方向で推進していくことが決まっているので、それを迅速に実施するようにブロック会および各支部から要望していくことがよいということになった。

今年度のピアサポート現任研修会 10月24日 宮城県にて予定。

→現任研修だけでなく新人を育成する養成研修もしていくべきではないかという意見があり、予算の問題もあるが、今後検討していくことになった。

→千葉県や沖縄県で、相談支援支援員の資格取得に当たって、ピアサポートの活動が実績として認められずに研修を受けられないという報告があった。大濱副代表理事から、全脊連などの当事者団体の活動が実績として認められることを前提に相談支援事業の制度を作っていた経緯があるので、認められるはずということだった。再度厚労省へ確認していくことになった。

→妻屋代表理事から、各ブロック会に対して毎年ピアサポートの研修会の実施をお願いしているが、ピアサポートに関連するような事業であればどんなものでもピアサポート研修として報告をあげてもらいたい、それに対する費用負担はしていきたいということであった。

来年度の東北ブロック会 平成28年9月17日、18日 青森県にて開催予定。

関東ブロック会

10月3日(土) 午後1時～5時 関東甲信ブロック会定期総会埼玉県大会

さいたま新都心 ラフレさいたま

10月10日(土)～11(日) 第9回支部長杯争奪グランド・ゴルフ大会

全国脊髄損傷者連合会長野県支部

佐久一萬里温泉ホテル グランド・ゴルフ場

11月14日(土) 午後1時～4時30分 平成27年度ピアマネージャー現認研修会

関東甲信ブロック会主催 主管支部長野県支部

メルパルク長野

28年1/23(土) 埼玉県支部新年会 ラフレさいたま

※詳細は別紙 本部へ提案 関東甲信を参照してください。

関東甲信ブロック会からの意見および本部への要望

セルフスタンドで給油することができないことへの改善要望→大濱副代表理事から以下の意見があった。当日配布の理事会資料 p29 のセルフ式ガソリンスタンドの合理的配慮について説明のうえ、経済産業省からは合理的配慮の範囲の中でしっかりと対応していくという回答なので、平成28年度以降は改善していくと判断していく見通しである。

土谷理事から以下の意見があった。地域にあるセルフスタンドを回って、障害の事情を説明してハザードを点灯させたら車いす利用者であるからスタッフに手伝ってほしいという要望をした。

コンビニ ATM が車いす利用者だと操作できないことへの改善要望→妻屋代表理事から以下の意見があった。順次変更予定。銀行には車いす利用者対応の ATM があるが、コンビニではまだ少ない。コンビニは設置が努力義務であるので、強く言いにくい面もある。

玉木理事から以下の意見があった。(そのフランチャイズ展開の違いから)ファミリーマートは比較的ユニバーサルな ATM を置いていることが多いという意見があり、そういった実績を参考に要望していくのはどうか。

大濱副代表理事から以下の意見があった。障害者差別解消法の次の見直しは平成 31 年以降で、そのときにはもっと企業に厳しい内容へと改正されるので、徐々には普及するはずだ。

→銀行への普及チェック

SUICA 一枚で車いす利用者と介助者の割引対応を要望していくことにたいしては、検討の結果、団体として要望は行わないことになった。

北越ブロック会

土谷理事からの提案で、これまでは報告書の提出は本部へ書類を郵送していたが、今後はブロック会の報告はメール (ML) で配信して、事務局 (安藤) が取りまとめて本部へ提出することになった。

期 日 平成 27 年 6 月 27 日 (土) ~ 28 日 (日)

会 場 砺波ロイヤルホテル 2 階 井波の間において、1 時より開催。

司会者 富山県支部、松井洋二氏の開会宣言に始まり、会議が進行されました。

式 典 議案書に沿って進行しました。

◎土谷支部長の開催挨拶に続き、ご来賓でお見えの皆様より、ご挨拶を頂きました。

北越 4 県ブロックから北越ブロックへ名称変更を行なった。

※詳細は別紙 北越ブロック会 報告書を参照してください。

北越ブロック会からの意見および本部への要望

土谷理事から以下の意見があった。車いす利用者のための駐車場が不正利用されていることを鑑みて、車いすマークを廃止して新たなデザインにしていくのはどうか。

妻屋代表理事から以下の意見があった。数年前に制定された国際シンボルマークである為、変更が困難である

→当初の見解の通り、今回は要望見送りとなった。

近畿東海ブロック会

松井理事から 6 月の大阪府総会の謝辞があった。総会間近に辻支部長が急逝されて想定外であったが、本部からの支援によって無事に執り行えたことに感謝したいという言葉を受けた。

9 月 13 日 (日) に神戸しあわせの村にてブロック会を開催した。介護保険の 65 歳問題勉強会を行なった。

和歌山県において、重度心身障害者の医療制度の訪問看護が 3 割負担であった。この自己負担分を長年の交渉によって、和歌山県 2 割、市町村が 1 割を負担することによって自己負担はゼロとなった。

全国的には、マルショウ非対応 (3 割負担) の地域は、新潟県および兵庫県となった。

近畿東海ブロック会からの意見および本部への要望

松井理事から11月15日に労災遺族年金の勉強会開催予定で、この費用に関してピアサポート研修会の一環として計上できるかどうかの質問があり、赤城常務理事から了承を受けた。また、妻屋代表理事からピアサポート研修会の際には、「協賛 一社日本損害保険協会」を入れるように指示があった。

中国四国ブロック会

珍行理事から中国四国ブロック会議はまだ開催していない旨の説明があった。

各支部からの要望事項も出ていないということであった。中国四国の各支部で活動してくださっていた会員の方が高齢により活動ができていない状況がある。また香川県支部や愛媛県支部のように新役員が今後の活動を模索中ということもあるという説明があった。

九州ブロック会

開催期日 : 平成27年10月3日(土) ~ 4日(日)

会場 : 沖縄県男女参画共同センターているる2階会議室

シンポジウム : 九州地域の脊髄損傷リハビリテーションを考える

※詳細は別紙 第39回九州ブロック会議沖縄大会 報告書を参照してください。

仲根理事から体調不良によって通常理事会に参加できず、スカイプでの参加のお詫びがあった。

今回、九州ブロック会としてはじめて規約を自主的に作成した。現在、本部のブロック会運営規定にいくつか不備があるため、本部としてブロック会運営規定を次回の岡山県総会にて変更を行なって、承認したのちに九州ブロック会規約を再度変更予定という報告があった。

九州ブロックの各支部の報告書形式をまとめた報告があった。また、仲根理事の提言と大濱副代表理事からの意見により、九州各支部の報告書形式を参考にして各支部の状況を把握するために、他の支部も年内までに報告書を作成することになった。その上で来年度の総会時にとりまとめることになった。

→九州ブロック各支部にならって26年度決算、27年度計画として作成。

→各ブロック理事が各支部のとりまとめを担当(年内期限)

会議中の協議において、九州ブロック各支部からは本部への要望まではいかず、会員の減少、財源確保の苦慮、役員高齢化と時代の人材育成困難性と支部活動維持の厳しい現実で前向きな議論にはならなかった。

再来年に予定している沖縄県総会についての議論があった。沖縄県支部が総会準備を進めていくつもりであるが、沖縄という立地(距離的条件)や金銭面の問題で本当に参加者が出席できるかどうかという不安があるという意見があった。

これを受けて、岡山県総会と同様に沖縄県総会出欠のアンケートを取るようになった。

→各ブロック理事が担当（年内期限）

沖縄県脊髄損傷者協会として、障害者就労継続支援 A 型の事業所を立ち上げた。現在 12 名。大濱副代表理事および九州ブロック各支部の方に視察いただいたという報告があった。また大濱副代表理事から、こうした各支部の事業への取り組みは今後の連合会運営に課せられた課題であるという意見があった。

仲根理事から提案された 7 月 31 日付 ML 大阪府総会・大議論会についての総括を求めるといった意見があったが、大議論会は無理に意見をまとめていかないことを前提に行なわれたという趣旨の説明が大濱副代表理事から説明があった。

また、各支部からの意見や厳しい運営状況を踏まえて、人材不足・人材発掘、財政難への対応、救済支部への対応など本部の役割とブロック会および各支部の役割について、引き続き今後の通常理事会で議論していくことになった。

② 本部からの報告

大濱副代表理事から要望活動の報告があった（別紙通常理事会配布資料参照）。

労災保険の介護補償給付について、介護保険並みの補償を求める声が多かったのは理解しているが、まずは第一段階として原爆被害と同水準の 602 円ベースから脱却するために 1.5 倍の 900 円ベース（最低賃金基準程度）で交渉していくことにしたという説明があった。また、障害者は 65 歳を超えても介護保険ではなく障害者総合支援法を引き続き利用する制度設計を要望している一方で、介護保険の区分支給限度基準額（要介護度 5 で 36 万円）並みの水準を要望するのは適切でない。敢えて要望するならば、身体介護を利用する場合の障害支援区分 6 の国庫負担基準額 26 万円か、重度訪問介護を利用する場合の障害支援区分 6 の国庫負担基準額 46 万円を要望するべきである。この場合、労災保険と障害支援区分の整合性をどのように整理するかは今後の課題である。

赤城常務理事から本部事務局の事務職員が辞職希望という報告があった。後任として、税理士事務所の鈴木先生のスタッフを紹介していただく予定となっている。また、現在、江戸川区にある本部事務所の移転も検討中であるが、資金的な面もあり難航中とのことであった。

③ 第 15 回総会開催県・日程について

珍行理事から来年度の総会（岡山県大会）についての報告があった。

次回総会日程

日程 平成 28 年 6 月 9 日(木)10 日(金)

会場 岡山コンベンションセンター（岡山県岡山市北区駅元町 14-1 岡山駅すぐ）

宿泊施設に関しては、岡山コンベンションセンター隣にある全日空ホテル 80 名分を確保した。タビックスの試算だと 4 万円（費用／一名あたり）となっているが、今後は食事費用削減や補助金申請などで節減に努めていきたい。内容は、岡山県支部だけではなかなか思いつかないので、今後本部と相談しな

がら決めていきたい旨の発言があった。

またホテルの部屋確保の観点から、総会への出欠のアンケートを年内までに集計することとなった。
→各ブロック理事が担当（年内期限）

④ 省庁交渉について

省庁交渉日程

日 程 : 平成 27 年 10 月 13 日 (水)

会 場 : 参議院議員会館地下 1 階 B-101

10:00 開会

衛藤晟一参議院議員冒頭挨拶（挨拶終了後退席）

厚労省 労働基準局 労災管理課 志村課長他 1 名 補償課 三浦課長他 1 名

11:00 厚労省 障害保健福祉部 障害福祉課 田中課長他 3 名

12:00 昼食

13:00 国交省 総合政策局 安心生活政策課 東野課長補佐他 1 名

道路局 高速道路課 小野課長補佐他 1 名

鉄道局 鉄道サービス政策室 杉田専門官他 1 名

自動車局 旅客課 小林バス事業活性化調整官他 1 名

※大濱副代表理事から省庁交渉資料（別紙）をよく読んで交渉に臨むよう指示があった。

⑥ その他

玉木理事から、大濱副代表理事と仲根理事の提言を受けて、次回総会でのブロック会規定の変更をしていく旨の報告があった。また玉木理事から「2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた障害者の文化芸術活動を推進する全国ネットワーク会議」に参加していく場合、5万円の年会費（初年度は2万5千円）支払いがあるとの説明があり、協議の結果、参加を見送ることとなった。大濱副代表理事から連絡することになった。

仲根理事から本部と支部の運営規定（第3条第3項3）でブロック理事は各支部から決算書と報告の概略を受けることになっているとあるが、概略という解釈がどの程度のものであるかという質問があった。今後は、九州ブロックから提案された形式の各支部の決算と予算の報告書を提出することで足りるものとする事が確認された。

また仲根理事から本部事務局は、各支部の定款や会則について全部持っているかという質問に対しては、玉木理事から支部として認められるには本部へ提出義務があるので持っているという回答があった。

安藤理事から市川前常務理事の厚生労働大臣表彰が内定したという報告があった。12月初旬に表彰予定。正式決定は10月下旬に厚生労働省から連絡があるということだった。

次回

3月19日（土）、か21（月）のどちらかに開催予定。場所は東京都障害者スポーツセンター

日程および場所の確保は大濱副代表理事担当。